

(案)  
造林事業単価請負契約書

- 1 事業名 松くい虫防除事業（特別伐倒駆除）単価請負
- 2 履行場所 福岡県宗像市  
上浜山国有林 113か1林小班外 383.16ha
- 3 事業内容 特別伐倒駆除作業
- 4 事業期間 令和8年〇〇月〇〇日から（契約締結日の翌日）  
令和8年5月29日まで
- 5 作業仕様 別紙、作業仕様書のとおり
- 6 駆除予定数量 松くい虫被害木の駆除予定数量 412m<sup>3</sup>
- 7 請負金単価 金〇〇,〇〇〇円（駆除量1m<sup>3</sup>当たり）  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇,〇〇〇円也)
- 8 請負金額 金〇,〇〇〇、〇〇〇円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇,〇〇〇円也)

- 9 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。  
(選択されるものは〇印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提出		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

## 10 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日
なし				

## 11 特約事項

(1) 最終的な駆除の実行数量が予定数量と異なることがあっても、乙は異議を申し立てないものとする。ただし、当初契約数量の130%を超える場合は、変更契約を取りかわすこととする。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署長 平井郁明 と請負者 ○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 福岡県福岡市早良区百道1-16-29

分任支出負担行為担当官

福岡森林管理署長 平井郁明 印

請負者（乙） 住 所

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 ○○共同事業体

代 表 者 ○○林業株式会社

住 所

代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社

住 所

代表取締役 ○○ ○○ 印

○○林業株式会社

住 所

代表取締役 ○○ ○○ 印

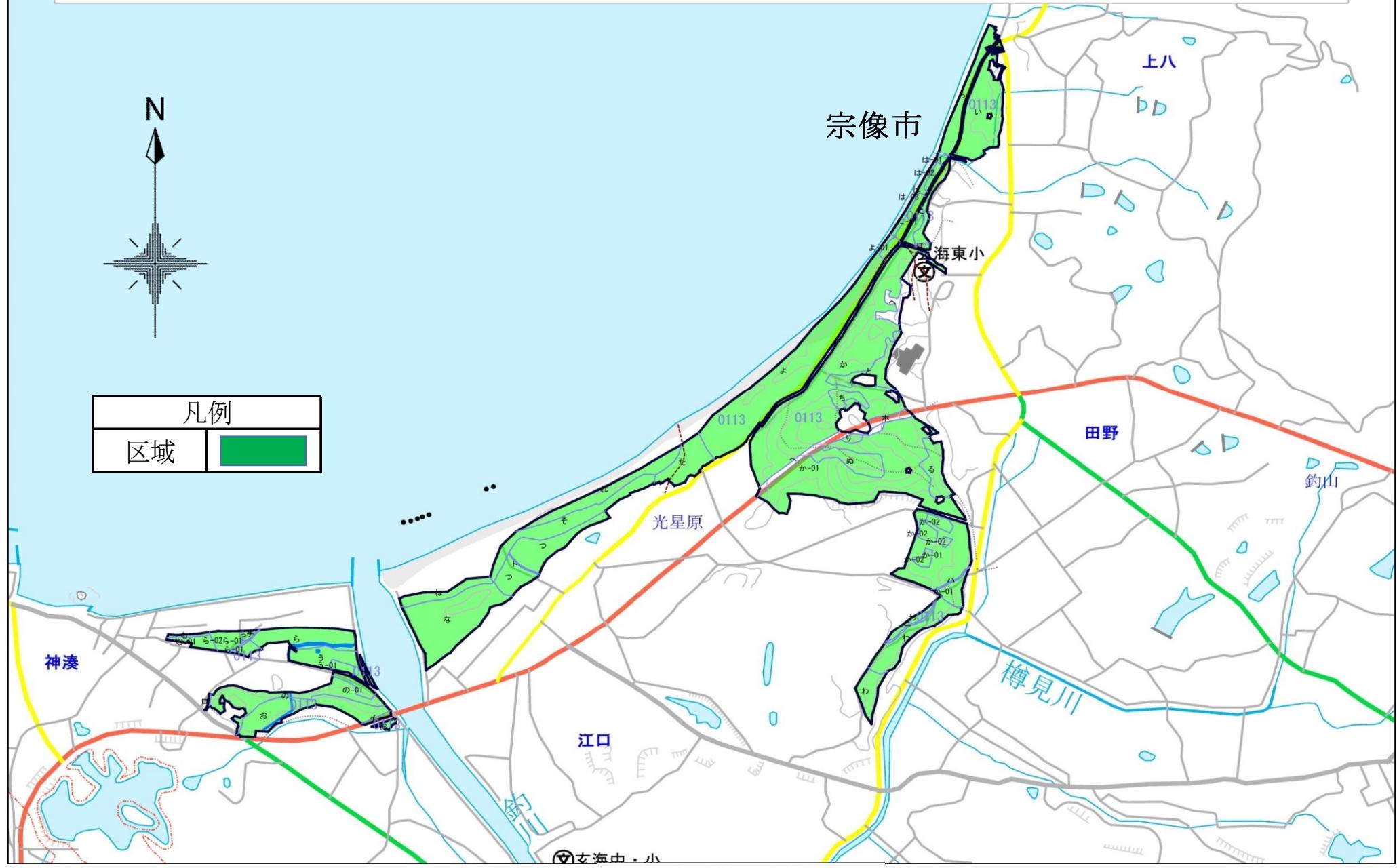
## 松くい虫駆除（特別伐倒駆除）作業仕様書

1. 松くい虫特別伐倒駆除に当たっては、契約書及び本作業仕様書によるほか、災害防止、作業実施上、必要な事項について作業着手前に監督職員の指示を受けること。  
また、作業中においても必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
2. 危被害等があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
3. 被害木の表示を十分確認すること。  
ただし、別途指示する場合はこの指示に従うこと。
4. 被害木の伐倒に当たっては、残存木の被害防止はもとより、作業者の安全確保に努め、以下に留意すること。
  - (1) 残存木の保護のため、必要に応じ枝落とし等を行った後、伐倒方向を定めて伐倒すること。  
また、かかり木の除去、傾斜木の処理に当たっては、安易な方法によることなく安全を確保するための措置を講じて万全を期すとともに、場合によっては、監督職員等の指導の下に実施すること。
  - (2) 被害木の伐倒は、可能な限り根元の低い位置で行うこと。
  - (3) 強風等により安全確保が困難な場合は、伐倒を行わないこと。
  - (4) 作業実施上、被害木以外の立木を伐採する必要があるときは、事前に監督職員へ届け出て指示を受けること。
  - (5) 被害木以外の立木等に損傷を与えたときは、速やかに監督職員へ届け出て指示を受けること。
5. 玉切り、集積及び破碎については、以下に留意すること。
  - (1) 伐採後は枝払いをおこない、状況に応じた寸法に玉切り（2m以上）し、指定された場所（トラック積込が可能な箇所）に集積をしたのち、監督職員の確認を受けること。
  - (2) 枝条等は特に注意して集積し、破碎機によりチップの厚さ15mm以下にて処理すること。特に、太さ1.5cm以上の枝は必ず処理することとし、漏れのないようにすること。
  - (3) 破碎を現地で実行する場合は、自走式木質系粉碎処理機（大型：MC2000・小型：FPC400S同等の処理能力以上のもの）を用いること。
  - (4) グラップル仕様車については、0.3m<sup>3</sup>級同等以上の規格のものを用い一部記番（福津市勝浦地区 別紙「松くい虫防除（特別伐倒駆除）事業区域兼位置図」参照）では0.2m<sup>3</sup>級同等以下の規格のものを用いること。
6. 特別伐倒駆除（破碎処理）を行うに当たって、被害木を移動させる場合は、所定の様式に基づき月1回以上は森林管理署長へ状況等を報告すること。
7. 特別伐倒駆除の作業記録については、駆除作業中の写真等を用いて作業記録を整備し、駆除が終了したときは速やかに所定の様式により報告すること。
8. 伐倒した根株については、薬剤散布を行う。この場合の駆除薬剤の種類、数量及び散布量は次のとおりとし、同等以上の製品を使用すること。

薬剤名	水・油別	伐倒数量(m <sup>3</sup> )	原液量(リッ)	希釀倍数	1m <sup>3</sup> 当たり散布量(リッ)	散布総量(リッ)
MEP剤（着色剤を併せて使用すること）	油	412	165		0.4	165

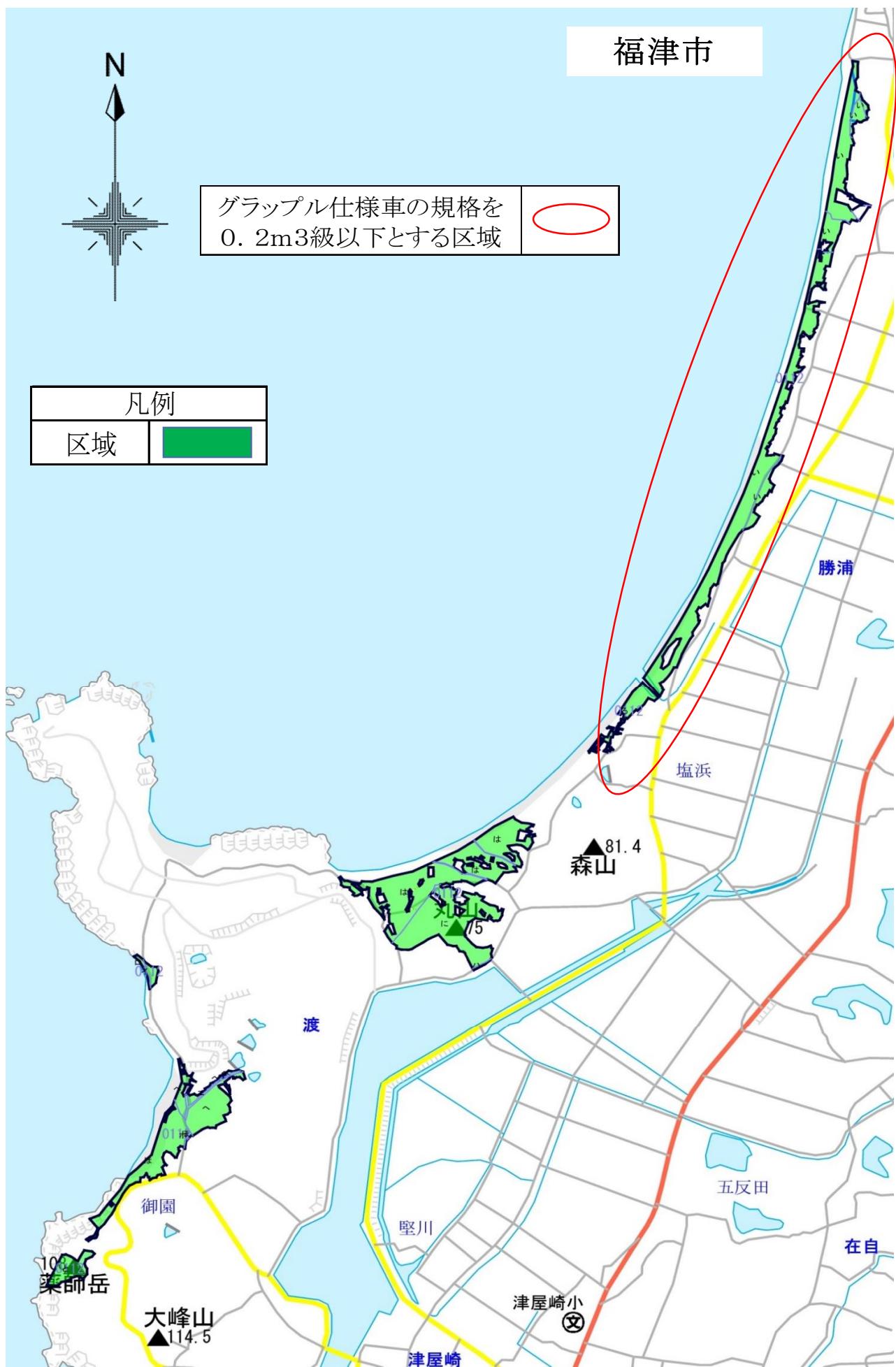
9. 薬剤は作業請負者において購入することとし、官給品があった場合と同様に、受領書を提出するとともに、事業実行過程の支給薬剤の受払日計表及び精算書により、使用数量、残数量等を記入しておくこと。なお、必要に応じて監督職員に提示し、事業終了後は検査の補完資料として提出すること。
10. 薬剤の保管、取扱い及び危被害防止については、以下に留意すること。
- (1) 毒物又は劇物に指定された薬剤については、毒物及び劇物取締法の規定を遵守すること。
  - (2) 薬剤に記載されている注意書きを遵守することとし、他の薬剤と混合しないこと。
  - (3) 薬剤は、密閉して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
  - (4) 薬剤を取り扱う作業者、散布従事者等は、皮膚の露出部を少なくするとともに、防汚衣、保護具等を着用すること。
  - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔、手足等の露出部を石けんでよく洗うとともに、うがいをすること。
  - (6) 作業終了後は、防汚衣、保護具等も含めて、洗浄等を行うこと。
  - (7) 薬剤の運搬に当たっては、紛失を防止するため、積卸しの都度、数量の確認をすること。また、運搬中に薬剤のこぼれ防止に万全を期すこと。
  - (8) 薬剤の運搬は、当日散布可能な数量のみとし、残量が生じたとしても林内に放置することなく、所定の場所へ保管すること。
  - (9) 薬剤の希釀、散布中に林内の河川、用水路等に流入しないよう注意すること。
  - (10) 人家、桑畠等の危被害対象物の付近で散布するときは、第三者に損害を及ぼさないように十分注意とともに、人や家畜類等を近寄らせないように注意すること。
  - (11) 薬剤散布に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いすること。この場合の水洗い場所は、河川、用水路等では行わないこと。
  - (12) 使用済みの薬剤の容器は、林内に放置し、または、河川等に被害を及ぼすおそれのある場所等に投棄することなく、当日の使用量を確認して保管し、監督職員の検認を受けてから処分すること。
11. 薬剤の散布に当たっては、以下に留意すること。
- (1) 敷布日時は、監督職員へ事前に連絡すること。
  - (2) 敷布用器具は、噴霧器(手動または動力)を使用すること。
  - (3) 伐根の全面に薬液がしたたるようにむらなく散布すること。
  - (4) 伐根に付着した土をよく落として散布すること。
  - (5) 降雨直後など伐根が濡れているときは日を改めて散布し、散布直後に降雨が予想される場合は、散布をしないこと。
12. 作業記録には、当日の実行本数、実行面積、使用薬剤量、処理数量(株数)等を日誌に記入するとともに記録写真を添付し、監督職員に提示すること。
13. その他
- (1) 破碎されたチップの処理については、監督員の指示に基づき、林内(可能な限り搬出路網敷込)に存置しておくこと。
  - (2) 集積した丸太を林外搬出する場合については、マツノマダラカミキリが羽化する時期(5月上旬)までに必ず破碎することとし、その証拠書類を提出すること。
  - (3) 新たに搬出用作業路が必要な場合は、保安林の手続きが必要になるので、すみやかに監督職員へ連絡すること。
  - (4) 特別伐倒駆除の終了に当たっては、完了届を提出する前に破碎等の処理漏れがないか、再度作業区域内を見回り、必要に応じて監督職員の立会を求めるこ。
  - (5) 本仕様書に規定した資格又は研修を受けた者が責任者として従事すること。
  - (6) その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負区域図兼位置図



1:20000

# 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負事業区域図兼位置図

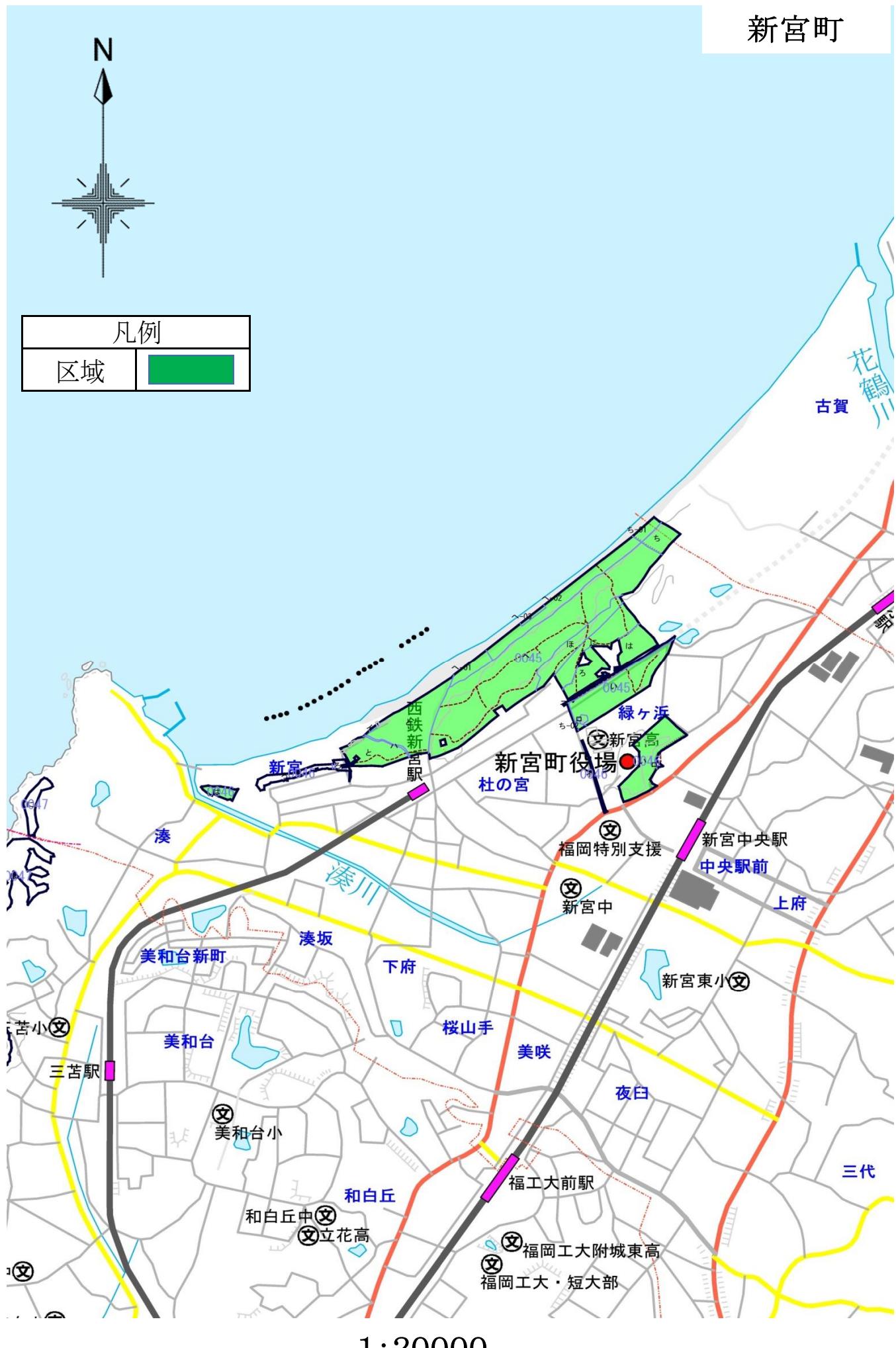


# 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負事業区域図兼位置図

福津市

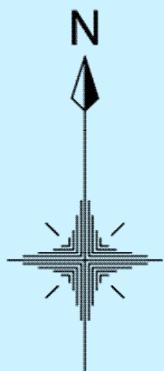


# 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負事業区域図兼位置図



# 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負事業区域図兼位置図

福岡市東区



凡例	
区域	



1:20000

# 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負事業区域図兼位置図

福岡市西区

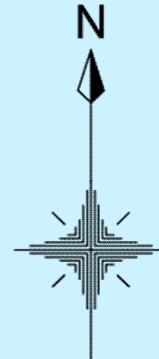


凡例

区域

# 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負区域図兼位置図

N



糸島市(志摩)

凡例	
区域	■

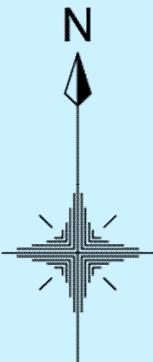


# 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負事業区域図兼位置図



## 令和7年度 松くい虫防除事業(特別伐倒駆除)単価請負区域図兼位置図

糸島市(二丈)



凡例	
区域	■



## 特 約 事 項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺が義務付けられている。

のことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。